

4月教育委員会定例会議事録

- 1 日 時 令和2年4月23日（木） 午後3時00分～午後3時10分
- 2 場 所 湖西市役所 市長公室
- 3 出席者 教 育 長 渡辺 宜宏
委 員 袴田 雄司 佐原 陽子 河合 禎隆 田中ゆかり
事 務 局 教 育 次 長(岡本 聡) 教育総務課長(太田英明)
学 校 教 育 課 長(鈴木聖慈) 幼 児 教 育 課 長(小野田剛士)
社 会 教 育 課 長(吉原 淳) スポーツ・文化課長(尾崎 修)
教育総務課長代理(木下靖義)
- 3 報 告 第 5 号 湖西市立幼稚園・小・中学校研究指定校等実施要綱の一部改正について
第 6 号 ジュニアスポーツクラブ推進委員会委員の委嘱又は任命について
第 7 号 湖西市スポーツ推進委員の委嘱について
第 8 号 湖西市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について

午後 3 時00分開会

(渡辺教育長) 出席は5名、定足数に達しているので、令和2年4月湖西市教育委員会定例会を開会する。審議に入る前に、事務局から報告の申出があったので、事務局の発言を認める。教育総務課長。

(教育総務課長) 2月の教育委員会定例会において承認頂いた議案第2号「令和2年度当初予算要求について」、3月23日開催の湖西市議会3月定例会最終日において、一般会計予算のうち教育委員会関係予算、歳入8億1,072万4,000円、歳出36億8,501万2,000円が要求どおり可決されたので、報告する。

以上。

(渡辺教育長) それでは審議に入る。

報告第5号「湖西市立幼稚園・小・中学校研究指定校等実施要綱の一部改正について」、事務局の説明を求める。

(幼児教育課長) 報告第5号「湖西市立幼稚園・小・中学校研究指定校等実施要綱の一部改正について」、湖西市立幼稚園・小・中学校研究指定校等実施要綱（平成5年湖西市教育委員会告示第10号）の一部を別紙のとおり改正したので報告する。令和2年4月23日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

この要綱は、令和2年4月1日から新居幼稚園がこども園化したことに伴い、題名及び第1条に「、認定こども園」を加えるとともに、第3条の「湖西市教育委員会」を「教育委員会」と字句の訂正をする改正をするものである。

なお、施行日は令和2年4月1日とする。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(渡辺教育長) 続いて、報告第6号「ジュニアスポーツクラブ推進委員会委員の委嘱又は任命について」、事務局の説明を求める。

(スポーツ・文化課長) 報告第6号「ジュニアスポーツクラブ推進委員会委員の委嘱又は任命について」、ジュニアスポーツクラブ推進委員会設置要綱（平成6年湖西市教育委員会告示第11号）第4条の規定により、下記の者をジュニアスポーツクラブ推進委員会委員に委嘱又は任命したので報告する。令和2年4月23日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

委嘱した委員は名簿のとおり17人で、任期は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの1年間である。設置要綱第1条にあるとおり、中学生を対象に地域のスポーツ指導者により、学校の枠を外してジュニアスポーツクラブを開設し、地域におけるジュニアスポーツ活動の啓発を図ることを目的に設置している。委員会は20人以内で組織し、教育委員会が委嘱又は任命するものである。2名が新任の委員で、他の15人の委員は再任となる。委員は、スポーツ関係団体の役員と各種目の指導者、中学校教頭と学校教育課長、スポーツ文化課長の職員で構成している。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(渡辺教育長) 続いて、報告第7号「湖西市スポーツ推進委員の委嘱について」、事務局の説明を求める。

(スポーツ・文化課長) 報告第7号「湖西市スポーツ推進委員の委嘱について」、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第1項の規定により、下記の者を湖西市スポーツ推進委員に委嘱したので報告する。令和2年4月23日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

委嘱した委員は名簿のとおり23人で、任期は令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間である。湖西市スポーツ推進委員規則第2条にあるとおり、委員は市民のスポーツ振興に関しての実技指導やスポーツ活動の促進、組織の育成を図ることなどを主な任務としている。委員は25人以内で組織し、教育委員会が委嘱するものである。1名が新任の委員で、他の22人の委員は再任となる。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(渡辺教育長) 続いて、報告第8号「湖西市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について」、事務局の説明を求める。

(スポーツ・文化課長) 報告第8号「湖西市スポーツ推進審議会委員の委嘱又は任命について」、湖西市スポーツ推進審議会条例（平成5年湖西市条例第22号）第4条の規定により、下記の者を湖西市スポーツ推進審議会委員に委嘱又は任命したので報告する。令和2年4月23日提出 湖西市教育委員会教育長 渡辺宜宏。

委嘱した委員は名簿のとおり10人で、任期は令和2年4月1日から令和4年3月31日までの2年間である。湖西市スポーツ推進審議会条例第1条にあるとおり、市民の心身の健全な発達と、明るく豊かな市民生活の形成に寄与することを目的に審議会を置き、第2条のとおりスポーツ推進計画とスポーツ推進に関する重要事項の調査審議等を行うとしている。委員は18人以内で組織し、学識経験者及び関係行政機関の職員の中から教育委員会が委嘱又は任命するものである。5名が新任の委員で、他の4人の委員は再任となる。委員は、体育協会役員とスポーツ推進委員、各種団体と学校の代表で構成している。

以上。

(渡辺教育長) 質疑のある方は発言をするように。

(質疑なし)

(渡辺教育長) 本日の案件については、これをもって全て終了した。

これにて、令和2年4月湖西市教育委員会定例会を閉会する。

閉 会 午後3時10分終了